

千葉県農林総合研究センターにおける競争的資金等の不正防止計画

平成21年12月4日 策 定

平成28年9月9日一部改正

この計画は、文部科学省及び農林水産省が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）及び「千葉県農林総合研究センターにおける競争的資金等の管理・監査に係る方針」（以下「方針」という。）2の（3）の③により、競争的資金等の不正防止に関することを定める。この計画において不正とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用のことをいう。

1 適用対象となる研究費

この計画の対象とする研究費は、関係府省等から配分される競争的資金を中心とした公募型研究費、関係府省等からの受託研究費（以下「競争的資金」という。）とする。

2 法令遵守

競争的資金を利用するに当たり、千葉県職員として「千葉県職員服務規程」「職員の旅費に関する条例」「千葉県財務規則」その他関係法令を遵守し、それに加え必要な事項を定める。

3 責任体制の明確化

競争的資金の不正防止管理責任体制について、農林総合研究センター（以下「センター」という。）のホームページにて公表する。

4 不正防止の取組

（1）物品の発注と納品検収

- ① 研究者と業者との不正を防止するため、発注担当者と履行確認者（検収者）を分離し、複数の職員によるチェック体制を整える。
- ② 各課、室及び研究所は、物品等の発注をしようとするときは、発注担当者がコンプライアンス推進責任者及び総務課長の確認を経て最高管理責任者の承認を得るものとする。
- ③ 支払いに際しては、履行確認者の検収後、総務課長の確認を経て最高管理責任者の承認を得るものとする。

（2）旅費

出張に当たっては、出張伺い、「しょむ2」による出張申告、復命書等を作成させ、確認を行う。

（3）研究と予算執行の進捗管理

研究の実施に当たっては、プロセスマネジメントシートを用いて、研究と予算執行の進捗状況を管理する。コンプライアンス推進責任者、最高管理責任者はこれらを定期的に確認するとともに、計画的な実施を指導する。

（4）賃金

非常勤雇用者については、総務課担当者及び各所の事務担当者が、定期的に出勤簿・勤務

内容の確認等を行い、勤務状況を確認する。

(5) 間接経費

間接経費は、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる備品の購入や各種施設・設備の修繕等に使用し、研究開発環境の改善及び研究機関全体の機能向上を図る。具体的な使用に当たっては、最高管理責任者を含む複数の職員により緊急性・必要性の検討を行った上で決定する。

(6) 関係者の意識向上

- ① 不正防止計画推進部署は、競争的資金で実施される研究に携わる研究職、技術職及び事務職の職員（以下「構成員」という。）に、自らのどのような行為が不正に当たるのかを十分に理解させ、ガイドラインや方針等の関連規程の周知徹底を図るため、研修会や説明会等によるコンプライアンス教育を実施する。
- ② 実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度をアンケート等により把握する。
- ③ ガイドラインや方針等の関連規程を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るため、競争的資金の事業応募（実施）に際し、構成員から誓約書（別記様式）の提出を求めるものとする。

(7) その他

随時不正の発生要因の把握に努め、必要に応じて不正防止に係る取組を進めるとともに、不正防止計画の見直しを図る。